

# 9月10日は「下水道の日」です

「清らかな水と未来と下水道」

平成24年度茨城県下水道促進週間コンクール 知事賞特選

「下水道 水が笑顔になれる道」

平成24年度下水道いろいろコンクール 標語部門国土交通大臣賞

## 下水道の日とは？

「下水道の日」は、昭和36年に著しく遅れているわが国の下水道の全国的な普及（当時の普及率6%）を目的に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年により親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

また、9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである二百十日を過ぎた二百二十日（立春から数えて）が適当であるとされたことによるものです。

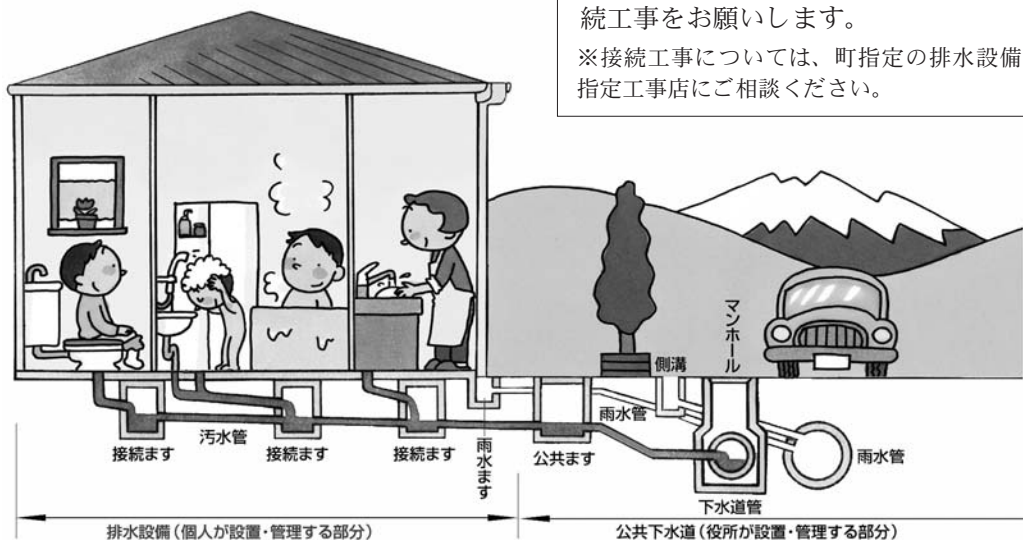


下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

## 下水道の役割

下水道が整備されると、私たちの日常生活で出される汚水は、下水管を通して下水処理場に集められ、きれいな水に浄化されます。

生活環境向上のため、また、水環境を保持していくためにも下水道は必要不可欠です。



## 下水道の接続は3年以内に!

これまでに下水道の利用が可能になった区域にお住まいの方は、**整備後3年以内**に公共下水道へ接続することが義務付けられています。

まだ接続がお済みでない方は、接続工事をお願いします。

※接続工事については、町指定の排水設備指定工事店にご相談ください。

## 下水道はマナーを守って正しく使いましょう!

下水道は、トイレ・風呂・台所などから出る生活排水をそのまま流すことのできる便利な施設ですが、何でも流してよいというわけではありません。

下水道の施設は、地下に埋設されているため、異物が詰まったり、破損したときには修理に多くの時間と費用を費やすことになります。

また、修理の際には下水道を利用している周辺の住民の方にも大変迷惑がかかります。さらに、異物が家庭内の下水管で詰まると、トイレなどへ汚水が逆流することがあります。

清潔で快適な環境を守るためにも、マナーを守って下水道を利用しましょう。



▲マンホールポンプにタオル等が詰まる事例が多発しています。排水溝には流出防止のための金具や網を取り付け、異物の流入を防ぐように心がけましょう。

快適な暮らしを守る  
「下水道」と「浄化槽」について考えてみませんか？

## 浄化槽をお使いの皆さんへ

# 浄化槽は定期的な点検と保守管理が必要です！

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

日頃から、適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

### 日常の点検・清掃

#### 保守点検

浄化槽内の機器等の点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、きれいな水が放流されるようにします。

**回数** 家庭用浄化槽（10人槽以下）  
／年3～4回

**方法** 県に登録している保守点検業者に委託してください。

#### 清 掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業を行います。

**回数** 1年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）

**方法** 町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

### 法 定 検 査

浄化槽が正しく機能しているかを県が指定した検査機関が検査します。

**回数** 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回。その後は毎年1回受ける必要があります。

**方法** 県指定検査機関である公益社団法人茨城県水質保全協会（☎029-291-4004）に申込みをしてください。

### 一括契約システムをご存知ですか？

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。現在契約されている保守点検業者、清掃業者または公益社団法人茨城県水質保全協会に申込みをしてください。

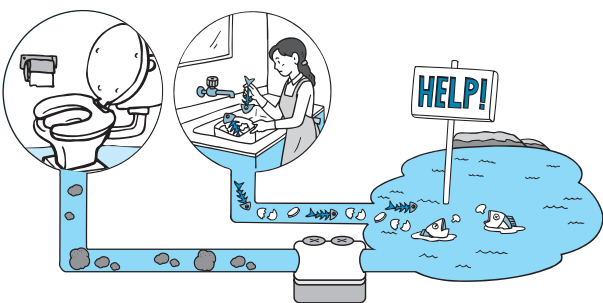
## 単独処理浄化槽を使用している皆さんへ

# 合併処理浄化槽への転換をお願いします

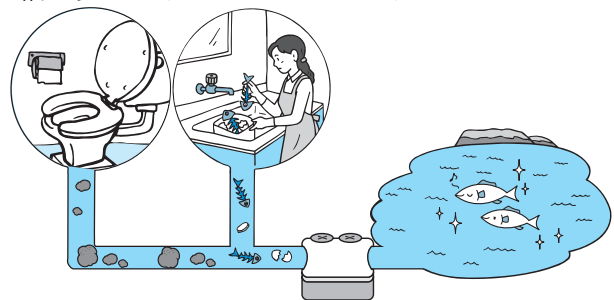
単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ1/8に減らすことができます。

身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

**単独処理浄化槽**は、し尿のみを処理するもので、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）は処理されないまま川などへ流されます。



**合併処理浄化槽**は、し尿だけでなく、生活雑排水（台所や洗濯、風呂などの排水）の両方を処理するため、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べて、生活排水のよごれを大幅に少なくすることができます。



問合せ 下水道課 ☎029-288-7377